

振ノ為メ本月八日職工一同ニ對シテ来ル七月一日ヨリ作業ヲ  
縮小シ従来一日二十四台位ニ於テ来ルラ十二台ニ制限スルヲ  
針ナルガ之ニ反對スル者ハ此際解雇手当一人五十圓迄ハ給  
スルヲ以テ退職スルヤ否ヤト銘ル所アリ職工側ハ工場主ノ任  
意ニスベシト稱シテ何等意思ヲ述ベカリシカ其後一同決議  
金屬労働組合本郷支部(幹事會所屬)ニ加盟シ十一月廿  
前ノ時左ノ如キ歎願書ヲ提出シタルヲ以テ工場主ハ同ノイ  
後一時ヨリ無期臨時休業ヲナシタリ

歎 願 書

一、一日生産高ヲ十八台トナスコト  
但シ本年七月末日頃現狀維持トス  
八月一日ヨリ労働時間ヲ六時間半制トスルコト

一、爭議中一日給金額ヲ支給スルコト

一、公休日ハ日曜ニ大節トシ正月休業ハ十二月三十日ヨリ一月三日迄  
トスルコト

一、取付部ノ收入ハ現在ノ俸トスルコト

一、本爭議ニ関シテハ解雇者ヲ出サスコト

斯クテ職工側ハ十三日ヨリ府下業場所ニシテ五圓金屬  
労働組合本郷支部ヲ爭議團本部ニ充テ、対策ヲ協議シ  
十四日午後四時三十分小林國三外二名ハ代表者トシテ工場ニ  
到リ工場主ト會見右歎願書ニ就テ交渉ヲナシタルハ工場主  
ハ勿論之ヲ容認セズ即時職工一同ヲ解雇スル旨申渡スト  
共ニ各自ノ解職辞令ヲ取纏メ交付シタルニ代表者ハ之ヲ  
受取り午後五時三十分退出セリ